

様式第4号(第6条関係)

令和元年度 第1回
奈良市入札監視委員会 定例会議審議概要

開催日	令和元年8月28日(水)	
開催場所	奈良市役所北棟6階 会議室	
出席委員	委員長 森 裕之 委員 小島 幸保 委員 千崎 育利	
審議対象期間	平成31年1月1日～ 令和元年6月30日	
抽出案件	件数	(備考) 今回の会議では次のとおり審議が行われた。
一般競争入札	3	1. 抽出案件について 入札番号 73,401,483,435(奈良市) 契約番号 1(奈良市) 2. その他
指名競争入札	1	
随意契約	1	
合計	5	
委員からの意見・質問・回答等	別紙のとおり	
委員会による意見具申の内容	<p>・参加業者が少なく、3%の弊害が出る事が予想されるような案件については、参加条件等を工夫して競争性を保つように担当課と調整が必要。</p> <p>・随意契約については要件該当性を慎重に吟味すべきである。例えば、工事監理業務委託について、設計者が著名で、そのこだわりの実現のために特定の者に工事監理を任せざるを得ないというのでは、客観性が担保できない。今後は、当初設計から発注者(市)が責任を持つ必要がある。</p> <p>・建築設計等の発注基準については、その意義を、業者を含む市民に説明できるものでなければならない。検討を重ねながらも、ゴールに向けてスケジュール感を持って検討すべき。</p>	

1. 抽出案件について

事務局 第1の案件、入札方式は一般競争入札、担当課は環境清美工場、工種は機械又は清掃、案件名は4号炉バグフィルタろ布取替工事で、工事内容はろ布の取替工事一式です。入札参加資格は奈良市の入札参加資格登録業者のうち、機械器具又は清掃工事の資格を有する者、経審の清掃又は機械の経審の点数が900点以上で、対象業者は133者です。点検整備又は部品取替工事の実績も入札参加条件として入れています。抽出理由は「これまでのプラント案件で競争入札成立が困難であった事項で、当案件で競争入札が成立している理由とその他のプラント実績の適用の可否」ということで、以前は1者入札の状況が続いていましたが、ここ数年、複数者の入札参加があります。傾向として、全体の補修はプラントを作った業者が落札しています。他の業者は、プラントの中の個々の機械の取替工事なり修繕についての入札に参加しています。

委員長 対象業者数が130ある中で参加業者の数が限られているのはなぜなのですか。

事務局 プラントの特殊性だと思います。オーバーホール全体の補修は難しいためだと思います。これまでもこの1者の落札でしたが、こういう状況なので、このまま続けたいと思っています。

委員長 実際、応札も複数入ってきていますね。

事務局 これらの案件は、参加要件を緩めても、参加者が増えるものではないと思います。担当課としては実績を外すのは難しいのが現状です。

委員長 炉の特殊性というのがあるので、難しいようですが、事務局としては引き続きこのままいきたいということですね。よろしいでしょうか。少しこれもまた注視していきたいと思っています。

事務局 次の案件、議案番号2番、入札番号401は、「本案件の落札率が高い理由及び433・485でも同様の事態が発生している」という理由で抽出されましたので説明します。401は測量設計業務委託（月ヶ瀬月瀬地内・月ヶ瀬桃香野線）、入札方式は一般競争入札です。入札参加申請者数は5者です。入札の結果、当日に最低制限価格算出割合が99.2%の高い率だったため、それ以下を入れた業者が最低制限価格未滿となり、高い値を入れていた業者が落札しました。これはこれまでも議論をしています3%の弊害が出たものと思っています。抽出理由にありました入札番号433と485についてご説明します。入札番号433のJR奈良駅南特定土地地区画整理事業に伴う詳細設計業務委託は入札参加資格を土木コンサルタントの道路部門、都市計画部門、施工計画部門の登録があり、土地地区画整理事業に伴う造成工事又は道路設計の元請の実績を有することとしています。参加業者が1者になった理由は推測ですが実績の要件だと思います。本件はこれ以前に、市内本店営業所という地域要件をつけて、一回公告をしています。入札参加者が入札直前で1者となり不成立になりました。本件の落札業者はそれを知っていますので、本件は自身だけと考えて、高値を入れたと思います。そして、入札番号485番の設計地質調査業務委託（六条三丁目地内他・中部第346号線他）について、これについても入札番号401と同様に3%の弊害で最低制限価格算出割合が、99.7%が出たので、4者が最低制限価格未滿だったので、高値で入れた業者さんが落札しました。

委員長 はい、状況がよく分かりました。ただ、外部から見た時に中々理解を得られないような形ですね。

事務局 やはり前から議論のあるとおり事後公表にすれば解消されますがその導入は難しい。だからといって同額で全者抽選は都合が悪いので、3%抽選制度を導入した経緯があります。これは継続的に研究していく必要があります。ただ、入札番号433については土地地区画整理事業の実績の要件を付けたことで実質の業者数は絞られています。それは担当課の意向で入れたのですが、もう少し競争性を考慮すれば、実績について調整することができると思います。

委員長 そこは改善の余地があるところですね。担当課と調整して決めていただければと思います。ありがとうございます。それでは2つ目の案件はこれで終わります。

事務局 次の案件は、保安林解除等申請図書作成業務委託（忍辱山町地内・東部第146号線）です。抽出理由は、「応札者が多いにも関わらず、落札率が高い」ということで、説明します。本件は、保安林解除の図書作成ということで、工事に係る委託業務ではないので予定価格は非公表の案件で、落札率は

97.96%です。指名基準は平成30年度奈良市建設工事等入札参加資格者のうち土木関係コンサルタント業務（道路部門）の登録があり、市内に本店又は営業所を有している者、過去10年間に於いて保安林解除申請業務を元請として完了した実績を有する者ということで13者による指名競争入札です。開札結果は辞退が5者、応札されている業者については1者を除き、高値を入れています。担当課から急ぎの要望もあり、短期間で行える指名競争入札で行いました。一般競争入札で行う場合でもこの条件で行いますので、対象業者は同じ13者になります。高値になった理由は明確に分かりません。

委員長 はい、ありがとうございました。

建設部長 これは業務的にめったに出ないものです。

委員長 予定価格を公表して、最低制限価格まで落としてもらう方が、財政的には助かりますね。

事務局 コンサルタントの歩掛を使っているのです、最低制限価格は算出できますが要領上、予定価格の公表と最低制限価格の設定については、工事と工事に係る委託業務についてのみとなっています。

委員長 その要領そのものを変更できませんか。

事務局 できますが、清掃業務委託なども全部に底値を作らなくてはいけなくなってしまうです。

委員長 他に影響していくということですか。この案件については、奈良市の積算価格が低すぎませんか。通常だと取りたいから下げますが、この場合取りたくない仕事だったということになりますね。

事務局 この業務は、結構手間がかかり業者にとって、あまりメリットがありません。

委員長 対象業者の数が少ない案件の場合は、指名に変えた方が時間も短く、付き合いで応札してくれる業者もいます。そういう場合、指名競争入札で執行することは多いのですか。

事務局 原則は一般競争入札で執行しています。今回は、急ぐ必要があったのと、対象業者が少なかったので、指名競争入札で執行しました。指名競争入札でも最低制限価格を出している案件では、底値あたりに集中するので、指名競争入札だからといって高いということはないと思います。

委員長 分かりました。よろしいでしょうか。そしたらこの案件もこれで終わらせていただきます。

事務局 4番目の案件、入札番号483番、大宮児童館内部改修その他工事に伴う建築設計業務委託です。「競争入札にも関わらず落札率が100%となっている」というのが抽出理由です。制限付一般競争入札で、市内本店を対象とする案件です。工種は建築設計、業者等級は市内Aです。入札参加者の申請数4者。こちらも最低制限価格算出割合が99.4%となり、2者が最低制限価格未満になり、予定価格を入れていた業者が落札したという3%の弊害が出たものです。

委員長 3%の弊害ですね。申請している業者が少ないのはなぜですか。

事務局 経営規模の小さい業者と大きい業者の二極化しています。市内本店Aランクの方は、一般競争入札で1000万円以上の案件には入ってきますが、予定価格の低い案件には入ってこないのです、そのあたりを考慮して入札の発注基準を変えようと思っています。

委員長 それは次の議題で出ますので、後で検討をします。それでは抽出案件の説明をお願いします。

事務局 最後の抽出案件、随意契約で一条高等学校講堂改築その他工事に伴う工事監理業務委託です。抽出理由は「随意契約の理由の妥当性」ということです。一条高等学校の随意契約ですが、業務概要は一条高等学校の講堂改築に伴う工事の監理業務です。この契約業者は、オリンピックの設計もされており、一条高等学校の設計を行った設計事務所となっています。適用法令については地方自治法施行令167条の2第1項第2号で、その業者でないといふ理由にしております。この工事の設計は、設計事務所と一条高校の学生がワークショップ形式で行い、本市では行っておりません。工事は市で入札を行いゼネコンと市内本店AのJVによる工事です。今回、木をふんだんに使って設計するというこの設計事務所（設計者）特有のこだわりがありました。

担当課 本来であれば工事監理というのは第三者方式が主流ですが、今回に限っては、図面で分からないところの処理を工事業者から聞かれても第三者の工事監理では、その場で判断できず、市の監督員も判断できないため、設計者に確認することになり、手間と時間もかかりますので、そこを踏まえて、工事監理についても、その設計事務所と随意契約という形をとりました。

事務局 本件は、随意契約審査会でも抽出理由と同じ理由で議論になりました。審議を行った結果、別の業

者ですと工程に問題が生じ、工程が伸びる可能性があります、また、デザインのこだわりがあるので、円滑にそれができるのかということで、議論がされました。

委員長 はい、分かりました。これは、良し悪しは別として、例えば各中学校が改築する際に、自分のところも自らで考えてやりたいという声が上がった場合、同じやり方と認めていくのですか。

事務局 その経緯は教育総務課が発注課なのでこちらでは把握していません。

委員 何か設計事務所のブランド力で、そういったこだわりみたいところで、請負率 78%の随意契約で金額的な合理性はあるのかもしれませんが、何か判然としません。今回はデザイン等細部へのこだわりがあり、こういった著名な方が関与する案件は、これを理由に何でも通ってしまうような前例になってしまうことが懸念されます。

委員長 そうですね。今の委員の話の関係でもう少し踏み込んで言うと、この一条高等学校の実行委員会の関係者が、例えば著名な建築士と知り合いだった場合、そこで癒着が起こる可能性があるのです、こういう形で随意契約というのを認めると入札の観点からすると問題があると思います。高等学校はよくて、中学校がいけないという合理的な線引きができないと思います。そこが一番問題で、工事が滞りなくできるという同じ理由で全て随意契約していくことになってしまいます。

建設部長 その設計事務所から、奈良市が設計という寄付を頂いた形になっています。

委員長 その時点でこの設計事務所と随意契約する流れが作られます。同じように設計してもらってという話が他の中学校とか小学校で起こった場合、対応をするのでしょうか。本来は、市がやるべきだと思います。審査の客観性が担保できません。今から本件に何かするのはできませんが、今回の案件を教訓にするべきだと思います。行政がこういう案件の責任を持つというのは当然のことで、教育委員会は別だからという理屈は認められないと思います。

事務局 創立 70 周年の記念で行ったので、市としてそこまで会に関与できませんでした。確かに教育委員会で後に工事を依頼される立場ですので、教育委員会にこういった懸念はあったと伝えたいと思います。

委員長 そうですね。それができるとかなと思います。入札監視委員会でも批判的に見ているので、そのことはきちんと伝えていただく必要があると思います。今回の理由は、唯一の市立の高等学校だからというのは、理屈付けがないことはないですが、これを中学校や小学校でやったら大変な話だというのは伝えるべきだと思います。そのところはきちんと統括するような取り組みが、全体として見えてきた課題だと思います。よろしいでしょうか。ではこの案件はこれで終わりたいと思います。

2. その他 入札制度改正について (案)

事務局 今回入札制度改正として、2つの案件について、ご助言・ご意見等をいただきたいと思っています。まず、1点目について、市内本店の工事業者の土木・建築工事については、実績が伴わない場合でも、経審における総合評定点のみによりAからFの6等級に格付けしています。今回はそこに完成工事高も反映させ、完成工事高が300万円未満の業者については、総合評定値に関係なくF等級に格付けをする改正を考えています。2点目は、測量・建築設計の分野の発注基準の見直しです。市内本店とした制限付一般競争入札は、応札者が少なく、高い落札率という事態が発生しています。見直しの内容は2点あり、1点目は現在、等級Bのみを対象としている案件を、等級ABを対象とする混合入札を考えております。2点目は500万円以上の案件において一般競争入札による執行を考えています。これについては、市内本店業者の優先とし、測量においては市内営業所、建築設計においては市内本店以外の営業所、市外事業所をその入札の対象として広げ、入札案件相当の実績を参加要件として求めることを考えております。これらは令和2年4月1日以降の案件から実施を予定しております。

委員長 はい、ありがとうございます。まず一つ目、要するに実績のない工種で落札できる可能性が下がるということですね。合理的な改正だと思います。

事務局 他の市町村の入札では、完成工事高がないと、その業種を選べないってところが多いのです。

委員長 実績がなかったら入れないってのが筋だと思います。次に二番目ですけれども、どうですか。

事務局 測量については、市内の測量業者対象の案件がとてま少なくなっています。入札参加の方もB等級

は少ないのが現状です。そこで、A等級については十分競争性を保てているので、金額を下げてこの200万円以下の案件はA・Bという形で、500万円以上は、市内本店Aと市内営業所の実績要件を付けて、1000万円以上は、市内本店と市内営業所の実績を要件としようと思っています。建築設計は、現在、A等級は300万円以上1000万円未満、B等級は300万円未満で分かれています。運用上、B等級の参加者が少ないので、現在でもAとBで混合入札しています。それを制度化して、A等級については300万円以上500万円未満、300万円未満についてはA等級とB等級で併せてと考えております。A等級に相当する市内営業所の業者に対して新たに格付けを行い、それでAの競争性を確保しようと考えています。500万円以上1000万円未満は市内本店Aと市内営業所による入札については実績要件をつけ、1000万円以上については地域要件を設けず、実績要件をつけようと思います。

委員長 これは要するにB等級の業者が少ないので、等級を変えずに混合入札をやるという方針ですね。Bの業者からすると縄張りが荒らされると考えられますが、でも今の入札状況を見たら仕方ないと思います。もう一つが業者数を増やすということで競争性を発揮させたいということですね。ただ、市内と市外の要件を変えるというには理由に少し問題があると思います。

委員 市内優先なのですね。

事務局 はい、奈良市としては市内優先で、排除してはいませんという意味でハードルも下げています。

委員長 でも何か、同じ工事をするのに、能力を図るのだけれども、市内については能力が低くてもよく、市外については高くないといけないというのは、内部的には説明できるかもしれないけど基準が中に向き過ぎていると思います。外向けに説明できないと私は思うのですが。

委員 どこを基準に見るかだと思います。市内は能力が低くてよいのではなく、市外から能力の高い業者を招くっていう考え方であれば違うと思います。

委員長 確かにそう言われると説明の仕方というのも重要ですね。例えば、奈良市と生駒市が協定を結び入札制度を合わせて、奈良市・生駒市に限った形の入札で競争性を上げることはできませんか。前に聞いたところでは、それは難しいようですが。お互い同じような状況にあるわけで近くの市同士が入札でお互い地域要件を設ける場合に取り決めをしてお互いがお互いの案件を取りにいけて、それ以外のところからは来ないという形で協議出来ないのかと前から思っていたのですが。

事務局 同等の都市だと出来るのと思うのですが、例えば、奈良市は建設工事で500者います。生駒市は100者。そしたら生駒の業者は奈良が取りにきたとなるので、そういう地域要件の付け方は難しいと思います。建設工事は、うちは市内本店で十分競争性も発揮されているので、その必要性はないと思います。500万円から1000万円のAランクの業者だけ建築設計であれば県内にするというのも考えられますが、そうすると、指名の方が、手間が少ないです。今も一般競争でやっていますが、指名競争だとお付き合いで応札してくれるので競争性が発揮されます。

委員長 そういう側面がありますよね。

事務局 でも、もう極端に戻すことはできませんので、なんとか一般競争入札で数が増えるように。3%の弊害がない形にしていきたいです。県内が一番現実的かもしれないです。

委員長 今日の議論の中ではまだ考える余地があると思いますので、長期的に、その先も見据えてゴールだけれども一度にはできないので、そのスケジュール感を持って内部で検討していただければと思います。よろしいでしょうか。それではこの案件をこれで終わらせていただきたいと思います。